[資第23号-1]

**扶養事実の申立書　【別居用】**

私こと [被保険者氏名]　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[氏名コード] 　　　　　　　　　　　　　が、

扶養する [認定対象者氏名]　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に対する仕送りについては、下記のとおり実施することを申し立てます。

＜仕送り額等の基準＞

①仕送り額（月額）は、認定対象者の年間収入額の1/12を上回る必要があること。

　（ただし、認定対象者と同居している家族がおりその家族に収入がある場合、上記仕送り額

　　以上の送金額が必要となる可能性があるため、その場合は厚生担当にご確認下さい。）

②なおかつ、一人につき最低５万円以上／月（二人のときは１０万円以上）であること。

③毎月、定期的に仕送られていること。

毎月　　　　　　　　　　　　　　　　円　　×　12回　＝　年間仕送総額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　なお、認定された月以後三ヶ月間の仕送りの事実に関する証明書※１をＮＴＴ健康保険組合に遅滞なく提出し※２、その提出ができなかった場合には生計維持関係がなかったものとし、上記被扶養者の資格を削除または取消されることについて異議申し立ていたしません。

令和　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日

被保険者氏名

※１　仕送りの事実に関する証明書とは「銀行・郵便局などの振込控え」「現金書留の控え」など、
 客観的に確認できる書類であり、手渡しは不可となります。

※２　「仕送りの事実に関する証明書（写）」については、NTT健康保険組合からの求めがあった
 場合その都度提出いただく必要があります。認定以後においても仕送りの事実が確認でき
 ない場合は、該当被扶養者の資格を遡って取消しさせていただく場合もございますのでご留意ください。

--証明書貼り付け欄--

[資第23号-1]

記入例

**扶養事実の申立書　【別居用】**

**1234567**

**健保　太郎**

私こと [被保険者氏名]　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[氏名コード] 　　　　　　　　　　　　　が、

**健保　花子**

扶養する [認定対象者氏名]　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に対する仕送りについては、下記のとおり実施することを申し立てます。

＜仕送り額等の基準＞

①仕送り額（月額）は、認定対象者の年間収入額の1/12を上回る必要があること。

　（ただし、認定対象者と同居している家族がおりその家族に収入がある場合、上記仕送り額

　　以上の送金額が必要となる可能性があるため、その場合は厚生担当にご確認下さい。）

②なおかつ、一人につき最低５万円以上／月（二人のときは１０万円以上）であること。

③毎月、定期的に仕送られていること。

**780,000**

**65,000**

毎月　　　　　　　　　　　　　　　　円　　×　12回　＝　年間仕送総額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　なお、認定された月以後三ヶ月間の仕送りの事実に関する証明書※１をＮＴＴ健康保険組合に遅滞なく提出し※２、その提出ができなかった場合には生計維持関係がなかったものとし、上記被扶養者の資格を削除または取消されることについて異議申し立ていたしません。

**3**

**1**

**4**

令和　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日

**健保　太郎**

被保険者氏名

※１　仕送りの事実に関する証明書とは「銀行・郵便局などの振込控え」「現金書留の控え」など、
 客観的に確認できる書類であり、手渡しは不可となります。

※２　「仕送りの事実に関する証明書（写）」については、NTT健康保険組合からの求めがあった
 場合その都度提出いただく必要があります。認定以後においても仕送りの事実が確認でき
 ない場合は、該当被扶養者の資格を遡って取消しさせていただく場合もございますのでご留意ください。